

## 「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

#### (個別項目)

当組合では取引先が抱える様々な経営課題の解決に向け、必要となる金融支援や本業支援の最適なソリューションを提供し、取引先に真に寄り添った伴走型支援を展開してまいります。

##### ○ ビジネスマッチング

お取引先の「売りたい」「買いたい」「探している」等の販売・調達ニーズ等を全店舗で共有し、マッチング支援に取り組んでまいります。また、組合内だけでなく都内19信組のネットワークを活かしたマッチングにも取り組み、お取引先の販路拡大を支援してまいります。

##### ○ 事業承継支援

後継者不在等の課題に対し、東京都「事業承継促進事業」等の各種制度を活用し、地域産業の維持・発展に努めてまいります。

##### ○ 専門人材マッチング

お取引先と経験豊富な企業のOBや専門家をマッチングする「新現役交流会」を開催する他、外部専門機関と連携し専門家派遣を行い、お取引先の人材不足解消および事業の更なる発展を支援してまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他

当組合では、「地域に密着し地域社会に奉仕する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向け、地域の社会・経済・環境等の諸課題の解決に取り組むなど、協同組織金融機関としての使命を果たしてまいります。

2024年9月5日

(2026年1月15日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

大東京信用組合 理事長 柳沢 祥二